

副

宅地造成に関する工事の許可通知書

※ 許 可 通 知 欄	この申請書及び添付書類に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				
	多建開 規第 号 令和 年 月 日 申請者 殿 東京都多摩建築指導事務所長				
条件					
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施工者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番				
5	宅地の面積 平方メートル				
6 工 事 の 概 要	イ	切土又は盛土をする土地の面積			平方メートル
		ロ	切土又は盛土の土量		
	ハ		擁壁		
		ニ	排水施設		
	ホ		崖面の保護の方法		
		ヘ	工事中の危害防止のための措置		
	ト		その他の措置		
		チ	工事着手予定年月日		
	リ		工事完了予定年月日		
		ヌ	工程の概要		
	7		その他必要な事項		
		1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。			

別記様式第二(規則第 4 条)

[注意]

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 7 欄は、宅地造成に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 6 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。